



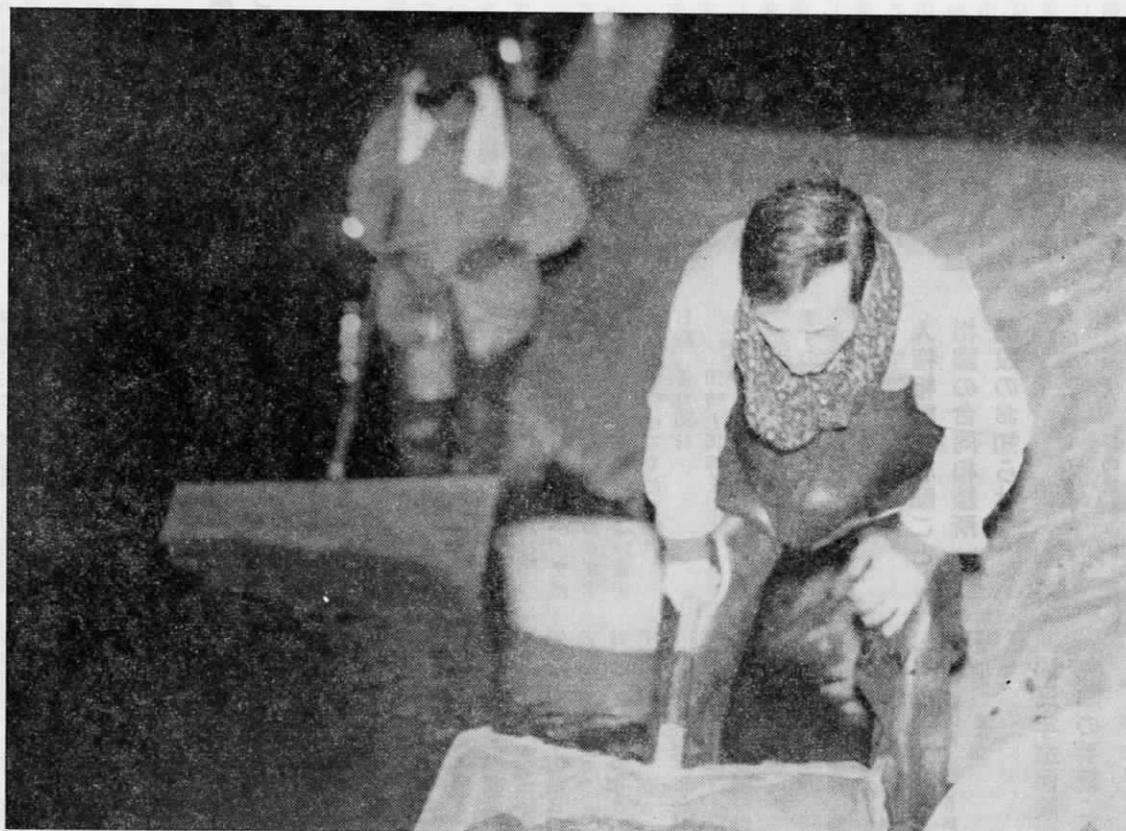
広報おんが

4月号 No. 162

発行 昭和49年4月12日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



遠賀川河畔での幼鰻捕獲作業

人のうごき (3月の住民基 本台帳から)

人口	10,086人	(-27)
男	4,785	(-21)
女	5,301	(-6)
世帯数	2,740戸	(+4)

() 内は前月比

二十九日 天皇誕生日

記念日

サンフランシスコ講和

日

二十八日 身体障害者福祉法記念

二十日 通信記念日 郵政週間

十八日 発明の日

十一日 メートル法公布記念日

十日 婦人の日 婦人週間

七日 世界保護デー

4月のこよみ



水田埋立の届出について

水田の埋立は、農地法による4・5条の転用許可若しくは農地法施行細則第3条による公共団体等の行う転用届出書の受理(例えば公共工事の残土捨場等による転用)又は、水田を畑、樹園地に地目変更する場合の届出のみに限られます。無断で埋立すれば農地法違反、無断転用として取扱われることがありますので注意します。この場合必ず事前に町農業委員会に所定の手続きをされますようお願いをさせていただきます。

記

- 1 農業振興地域で、農用地の指定がされている水田でないこと。
- 2 事前に、部落生産組合長の承認(認印)を受けること。(水田を畑に変更する届出書:町産業課)
- 3 公共団地(用悪水路、道路)の占用がある場合は、占用許可、法敷埋立のある場合は、埋立許可を受けること(道路法敷埋立許可申請書:町建設課又は北九州土木事務所用地課)
- 4 埋立に際し、境界を明らかにする必要があります(県町有地境界設置願)町建設課又は北

九州土木事務所用地課) 所要の方は、町農業委員会に届出書の用紙がありますので、手続をして下さい。尚、詳細は地元農業委員及び、町農業委員会にお尋ね下さい。

飼い犬はかならずつなぎましょう

遠賀町飼い犬取締り条例が制定されました

最近、犬による被害が各地で発生しています。わが子のようにかわいい犬でも、飼い方を誤ると人にかみついたり、田畑を荒らしたりして他人に大変迷惑をかけるます。そこで、本町では五月一日から飼い犬取締り条例が施行されます。

条例(抜粋)

- 1 この条例のおもな条項を抜きます。違反しないよう注意いたしましょう。
- 2 第三条 飼い主は、飼い犬をけい留しておかなければならない。
- 3 第四条 飼い犬は、これを制御することができる者でなければ連れ出すことができない。
- 4 第五条 何人も犬を捨ててはならない。
- 5 第六条 飼い主が飼い犬の飼育をやる場合は、新たに飼い主がある

場合のほか、当該飼い犬を狂犬病予防法第三条に規定する狂犬病予防員(遠賀保健所)又は町長に引き渡さなければならぬ。

第十二条 第三条の規定に違反して飼い犬をけい留しなかった者、第五条第一項の規定に違反して飼い犬を捨てた者又は第九条第一項の規定による届け出を怠り、若しくは偽りの届け出を出した者は三万円以下の罰金又は料りに処する。

狂犬病予防注射(追加)実施について

さる四月一日、二日の二日間、予防注射を実施しましたが、まだかなり受けていない犬がおります。再度もれた犬を対象に行ないますので必ず受けてください。

日時 4月25日
10時~16時まで

場所 遠賀町役場

※ なお、当日不用犬を引き取りますので、おりましたら役場まで連れて来てください。

人権相談・心配ごと相談の合同相談所開設のお知らせ

人権を守り育ててよい社会
もしあなたの身のまわりに、理由なく無理を強いられたり、人格

を無視されたりして悩んでおられる方はありませんか、又農地、借地借家、金銭貸借、戸籍、登記、交通事故、家庭内の心配ごと、その他一般の法律問題でお困りの方は、ご遠慮なく気軽に相談にお出てください。

当日は法務局職員、人権擁護委員、民生委員等が相談に応じます。

相談日時・場所
5月9日(木) 10時~15時
遠賀町公民館広間

心配ごと相談日のお知らせ

昭和四十九年度より心配ごと相談所を毎月二回開設いたすことになりました。交通事故、家庭の問題、人権、その他日常の心配ごとのある方は是非、気軽に相談においでくださいようお知らせします。

なお、相談日は毎月十日、二十三日に開設します。

(当日が土、日曜の場合は月曜に変更します)

今月の開設日は
4月23日 午後一時~四時
町公民館広間

5月10日は人権相談との合同相談所開設のため、5月9日(木)に変更します。

国民年金保険料申請免除の手続について

国民年金の保険料は、現在毎月

九〇〇円納めることになっております。しかし、保険料を納めたくても、家計が苦しくて納められないとか、失業や災害などで納めることができなない人は、その保険料が免除されます。免除には、法律で定められている条件にあてはまれば届出をするだけで免除する場合(法定免除)と、納められない事情を書いた申請書をだして県知事の承認によって免除する場合(申請免除)の二通りがあります。

法定免除

- 1 国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金の受給権者。
- 2 生活保護法による生活扶助らい予防法の援助を受けるとき。

申請免除

- 1 所得がないとき。
- 2 生活扶助以外の扶助をうけているとき。
- 3 所得が少く保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

以上が免除の内容ですが、申請される方は、左記期日迄手続をして下さい。

記

- 1 申請期日 六月三十日まで
- 2 申請場所 厚生課福祉係
- 3 持参するもの 印鑑、国民年金手帳

昭和49年度結核集団レントゲン検診実施

について

私達が明るく生活を営むためには、常に健康でなければなりません。見かけの健康はあてになりません。結核患者10人のうち8人まで、自分の病気に気づかず働いています。

遠賀町でも結核患者は九十三名で結核発病の恐れがある人が百六十一名も新たに発見されました。このように結核は伝染病で自分だけでなく、社会に迷惑をかける病気です。これら恐しい結核は私達の町から撲滅するために、本年も結核集団レントゲン検診を次のように実施いたしますので、一家そろって必ずレントゲン撮影をお受けください。

実施月日	部署名	実施場所	時間
5月2日	津島	竹内吾郎方前	9:30~11:30
	津塔寺	若松公民館	13:00~16:00
5月4日	津若	鬼津	9:30~11:30
	津尾	尾崎	13:00~16:00
5月6日	津別	遠賀中学校	9:30~11:30
	津代	福岡トヨタ横(旧芦屋線)	13:00~16:00
5月7日	津中丸	小松店前	9:30~11:30
	津古賀	石田茂方前	13:00~14:00
5月8日	津生津	木野国警方前	14:20~16:00
	津西町	古野店前	9:30~11:30
5月9日	津東	老良公民館	13:00~16:00
	津守	木守公民館	9:30~11:30
5月10日	津上	高家ポンプ小屋横	13:00~16:00
	津府	柴田徳方前	9:30~11:30
5月11日	津老人ホーム	八剱神社前	13:00~16:00
	津本	林松雄方横	9:30~11:30
5月12日	津新	水上酒店前	13:00~16:00
	津田	田停公民館	9:30~11:30
5月13日	津遠	川公民館	13:00~16:00
	津買		

求菩提山バスハイク募集

主催 遠賀山友会

今回、遠賀山友会により家族そろって行けるハイキングコースを計画しています。現地では歌やゲームなど楽しくすごすように計画していますので、家族そろって参加してください。

期日 五月十九日(日曜日)

集合時間 七時〇〇分
集合場所 遠賀川駅前
集合費 小人一、〇〇〇円
大人一、二〇〇円

連絡先 昼間は、遠賀町役場内
中間水道 松井まで

(夜) 高本康之

③・1234
③・8263

障害福祉年金二級まで支給範囲拡大について

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行にともない、今まで一級障害者のみ障害福祉年金の支給をしていたのを、二級障害者にも、昭和四十九年四月から支給するように改正になりました。該当者は厚生課福祉係にお尋ねください。

県政モニター募集のお知らせ

県では、県政に対する県民の皆さんの意見や要望などをお聞きするため、県政モニターを募集いたします。

- 1 応募資格
県内居住者で選挙権を有する人。性別は問いませんが、国、地方公共団体の議会議員、公務員や行政相談員、国政モニター市・町・村政モニター、消費生活モニターでない人。
- 2 依頼期間
50年3月31日まで
- 3 応募手続
希望者は「郵便はがき」に、

- (1)住所、(2)氏名、(3)郵便番号、(4)電話番号(ある人だけ)、(5)性別、(6)年令、(7)職業、(8)応募の動機、を記入して福岡市中央区天神一丁目一番一号(二八一〇)福岡県総務部広報室公聴係(電話092・706050

- (直通)、または092・7061111(代表)、内線546・218)あて申し込んでください。
- 4 応募期間
四月三十日(火)消印まで有効です。



健康メモ

腰を丈夫に

健康のひとつの目安として「足腰が丈夫」ということがよくわれます。人間のからだは脊柱、骨盤をへて下半身の上のつていますから、腰はからだの働きの中心といえます。

昔は腰の病気というと老人がもったのですが、最近若い人に腰痛がふえています。原因は運動不足と悪い姿勢によるものだと思います。

運動不足で腰背部の筋肉が衰えるために、腰椎を正しく保つことができず、腰部神経痛になると推定されますが、それが進行すれば腹部内臓へも悪影響を与えることとなります。

サラリーマンやドライバーの間に椎間板ヘルニアなどによる腰痛もふえています。これは悪い姿勢に大きな関係があるといえます。

一日中背中を丸めて机に向っているなど、前かがみの悪い姿勢ほど椎間板に無理な力が加わってくるからです。イスにすわるときは尻を思いきってイスの奥にもっていきましよう。自然に背骨はシャンとなり、胸も張ってきます。朝、昼、晩に二三分ずつ体操をするよう心がけましよう。歩くときもポケットに手を入れず、胸を張り、手を振って歩きましょう。

交通安全メモ

自転車利用者のへ

狭い道から広い道に出るとき、見通しの悪い所では一時停止を励行し、安全を確認をしましよう。

右左折の合図は早目に「明確」に行い危険な箇所では、左足をつけて必ず一時停止をしましよう

し尿処理施設の作業員募集のお知らせ

募集のお知らせ

中間市、遠賀郡四カ町環境衛生施設組合では、職員(作業員)を若干名募集していますので、希望者は四月二十日(土)正午までに当組合事務局(水巻町大字猪熊電話093・706184)に申込んでください。

受験申込み用紙の請求、詳しいことのお尋ねは当組合事務局にしてください。

今月の税金

軽自動車税 全期

納期限 四月二十五日

期限内に完納しましょう

農地法に基づく各種申請書類の提出期限変更のお知らせ

農地法第三条、四条、五条、二〇条及び農地取得資金の借入申込等の書類は従来毎月一〇日締切りとしていましたが、事務処理の都合上、四月以降は、毎月末日まで締切り翌月上旬に県へ進達するように変更しましたので書類提出に欠期なきようお願いいたします。

(遠賀町役場産業課)

郷土資料館陳列品の寄贈方について (お願い)

遠賀川に白帆をふくらんだ舟が上り下りした、のどかな風景と豊穡の稲穂が黄金の波打つ遠賀平野の中心地、かつての純朴な遠賀も昔の夢、今は時勢の波に乗って徐々に開発されています。町の総合計画によれば昔の遠賀は一変して

願いますので御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、この社員は各種災害の救済、救援、ガン検診など国内は勿論、海外にも愛の手をさしのべ世界平和のため使用されています。どうぞ、この博愛精神の主旨にご賛同願い一人でも多くの方のご協力を願います。

定期予防接種実施について (お知らせ)

次のとおり予防接種を実施しますので、該当者は受けてください

記

◎三種混合

四月三十日(第一回)
六月十日(第二回)
七月二日(第三回)

時間はいずれも受付13時~14時
接種14時~15時まで

二、場所

遠賀町公民館ホール

三、対象者

生後三カ月~六カ月の人および三回受けた人で、その後十

◎生ワク(小児マヒ)

一、日時

五月十八日

受付 十三時~十四時

授与 十四時~十五時まで

二、場所 遠賀町公民館ホール

三、対象者
生後三カ月~十八カ月の人で、六週間以上の間かくで二回のませる。

◎母子手帳および印かんを必ず持参してください。

検便の受付時間変更について

毎月行ないます給食、食品、水道関係者の定期検便受付時間を四月から10時から11時に変更いたします。

なお四月からの検便日程は次のとおりです。

四月二十二日、五月二十日、六月十七日、七月二十二日、八月十九日、九月二十四日、十月二十一日、十一月十八日、十二月二十三日。時間はいずれも10時から11時、場所は役場保健室です。

環境衛生施設組合職員募集のお知らせ

芦屋町ほか三カ町環境衛生施設組合では、労務職員を三名募集しておりますので、希望者は、四月二十日(土)正午までに、組合事務局(芦屋町大君ゴミ処理場)に申込んでください。受験申込書は遠賀町役場衛生係にもあります。

なお、詳しいことは、当事務局(電話093・28・1427)にお問合わせください。

伝染病組合の看護婦募集のお知らせ

遠賀郡岡垣町ほか三カ町伝染病組合では、看護婦を一名募集しておりますので、希望者は四月二十日(土)正午までに、組合事務局(岡垣町役場住民課内)に申込んでください。受験申込書は遠賀町役場衛生係にもあります。

なお、詳しいことは当組合(電話09328・2・1211内線24番)にお問合わせください。

寄付お礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。
厚くお礼申し上げます。

一、香典返しとして金一封

故大角好徳殿

(遠賀川) 大角 政江殿

故山内艶子殿

(遠賀川) 山内一太郎殿

故矢野モモエ殿

(広渡) 矢野 貞殿

故田中甲太郎殿

(賀賀川) 田中世津雄殿